

# 大規模事業所への温室効果ガス排出総量 削減義務と排出量取引制度

～地球温暖化対策計画書の作成に関する説明資料～



2017年5月現在  
東京都環境局

# 目次

1. 平成27年度CO<sub>2</sub>排出量削減実績・・・スライド 3～7
2. 条例・規則・ガイドラインの  
主な変更点・・・・・・・・・・・・・・・・・・スライド 8～14
3. 特定温室効果ガス排出量の  
算定上の注意点について・・・・・・・・・・スライド 15～29
4. 事業所外供給の排出係数算定・・・スライド 30～34
5. お知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・スライド 35～39

An aerial photograph of a city skyline, likely Tokyo, showing numerous skyscrapers and a large green park area in the foreground. The text is overlaid on a semi-transparent white banner across the middle of the image.

# 1. 平成27年度CO<sub>2</sub>排出量削減実績

# 1-1. 平成27年度CO<sub>2</sub>排出量削減実績①

●第2計画期間初年度となる平成27年度は、基準排出量比26%の大幅削減を達成(前年度比▲1%)

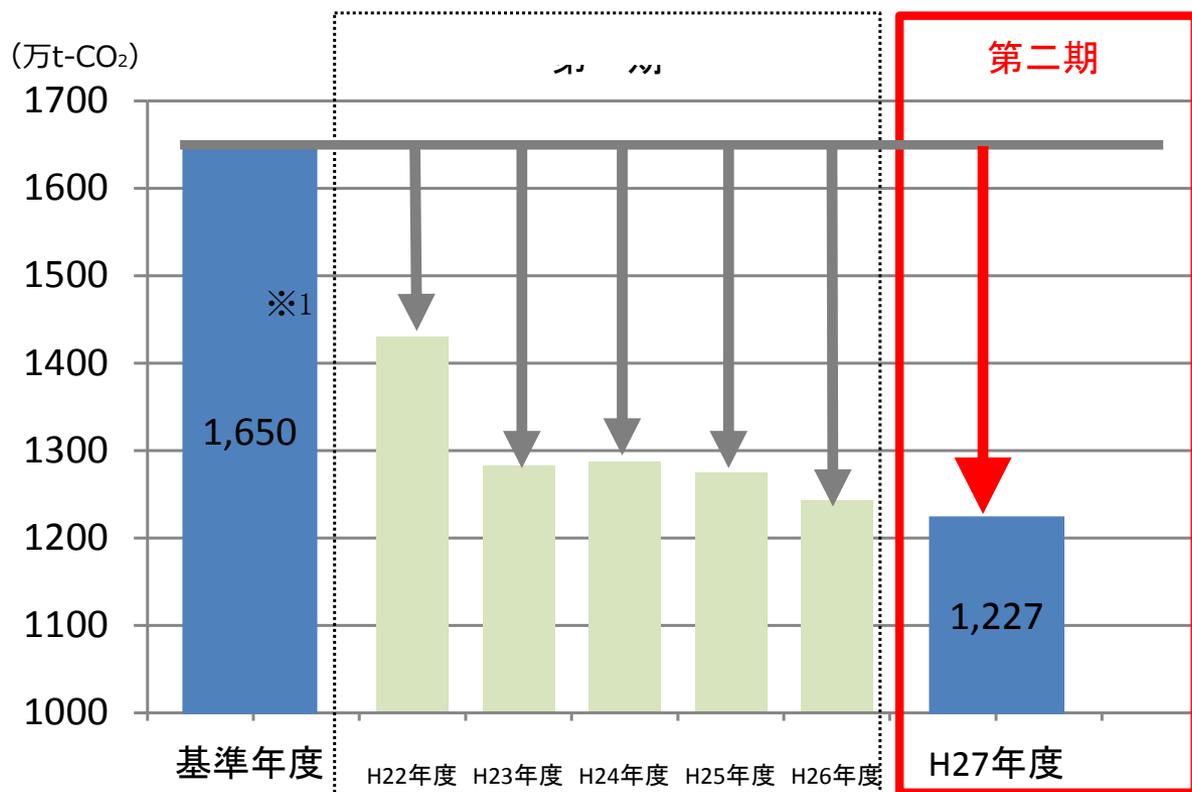


図1 対象事業所の総CO<sub>2</sub>排出量の推移

※1 基準排出量とは、事業所が選択した平成14年度から平成19年度までの間のいずれか連続する3か年度排出量の平均値  
※2 平成29年2月3日時点での集計値(電気等の排出係数は第2計画期間の値で算定)

# 1-1. 平成27年度CO<sub>2</sub>排出量削減実績②

- 全ての対象事業所が第1計画期間の削減義務を達成
- 全国と比較し、継続的かつ大幅に削減

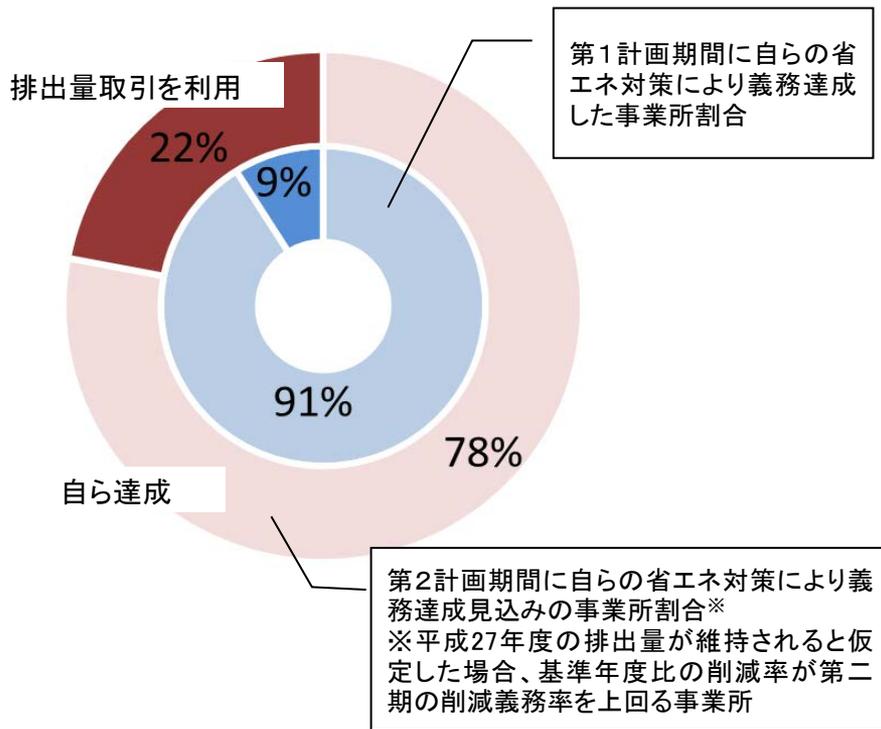


図2 H27年度実績による削減義務達成割合  
内円(第1計画期間)、外円(第2計画期間)

- ..... 全国最終エネルギー消費量(産業・業務部門)の経年変化 (H17年度値=100)
- 都内最終エネルギー消費量(産業・業務部門)の経年変化 (H17年度値=100)
- キャップ&トレード制度の対象事業所のCO<sub>2</sub>排出量の経年変化 H17年度値=100 (CO<sub>2</sub>排出係数固定)

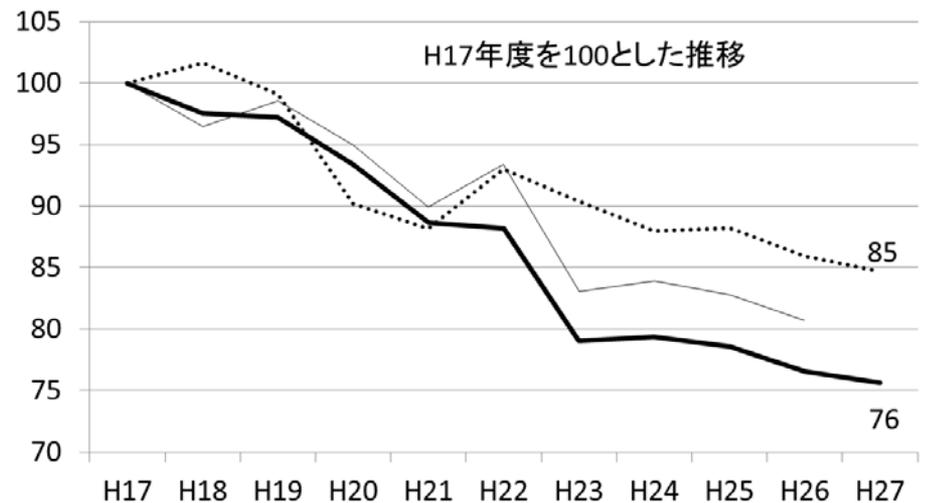


図3 全国(産業・業務)、都(産業・業務)及びキャップ&トレード制度対象事業所のCO<sub>2</sub>等削減の比較

# 1-1. 平成27年度CO<sub>2</sub>排出量削減実績③

## ●低炭素電力・熱の仕組みの活用

・都が認定するCO<sub>2</sub>排出係数の小さい供給事業者から電気又は熱を調達した場合に、CO<sub>2</sub>削減相当として認める仕組み

・平成27年度には、低炭素電力について16事業所、低炭素熱について103事業所が本仕組みを活用

《平成27年度に低炭素電力・熱を選択した事業所》

種別	事業所数	削減量 (合計)	排出量に対する 削減量の割合 (平均)
低炭素電力	16事業所	約 1,600 t-CO <sub>2</sub>	約 2.0 %
低炭素熱	103事業所	約 4,800 t-CO <sub>2</sub>	約 0.5 %

# 1-1. 平成27年度CO<sub>2</sub>排出量削減実績④

## ●新たな省エネ対策が計画されており、削減量が増大

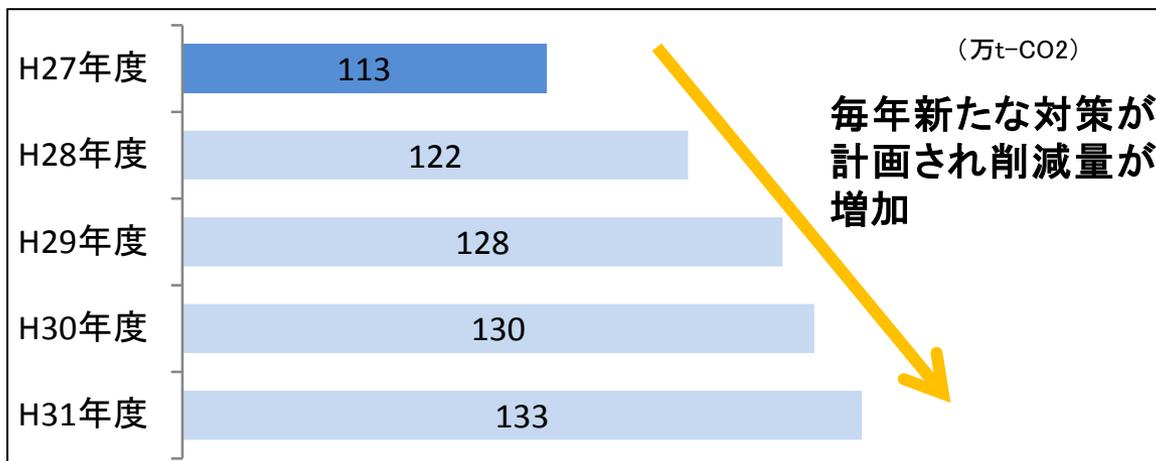


図6 対象事業所が計画した対策削減量

・第2計画期間の義務履行に向け、新たな省エネ対策が実施・計画。今後も削減が進む見込み

・特に、LED照明等、高効率機器への更新による削減対策が多い

表1 計画書に記載された削減対策

熱源・空調・照明の削減対策	件数	削減量(t)
高効率熱源機器の導入	382	148,683
高効率空調用ポンプ及び省エネ制御の導入	381	34,116
高効率空調機の導入	370	35,690
高効率パッケージ形空調機の導入	73	3,408
空調機の変風量システムの導入	36	6,608
外気冷房システムの導入	279	24,955
CO <sub>2</sub> 濃度による外気量制御の導入	112	16,800
全熱交換機の導入	47	3,776
高効率ファンの導入	270	16,944
夏季居室の室内温度の適正化・クールビズ	101	13,195
ウォーミングアップ制御の導入	33	730
室使用開始時の空調起動時間の適正化	145	14,788

熱源・空調・照明の削減対策	件数	削減量(t)
ビルエネルギーマネジメントシステムの導入	48	7,387
うち、見える化	9	649
デマンドコントローラー	6	557
高効率照明及び省エネ制御の導入	1,581	119,458
うち、LED	1,293	100,067
うち、Hf	112	9,383
うち、センサー	99	3,580
照度条件の緩和	319	23,617
居室の昼休み及び時間外の消灯及び間引き消灯	30	937
エレベーターの省エネ制御の導入	118	2,682
合計	11,038	1,335,268

An aerial photograph of a city skyline, likely Tokyo, showing a dense cluster of skyscrapers and modern buildings. In the foreground, there is a large, lush green park with a winding path and a small pond. The sky is clear and blue. A semi-transparent white banner is overlaid across the middle of the image, containing the title text.

## 2. 条例・規則・ガイドラインの主な変更点

## 2-1. 条例・規則・ガイドラインの主な変更点

変更箇所	変更点	スライド番号
規則 第3条の6 特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインP19・20	<b>事業所範囲の確認要件</b> ⇒「共通する所有者が存在」の条件を追加、修正した。	P10 (2-2)
特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインP66	<b>単位発熱量の変更</b> ⇒2016年度途中における単位発熱量の変更を反映した。	P11 (2-3)
特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインP75	<b>再生可能エネルギーによる電気の取扱い</b> ⇒削減計画期間において新たに特定計量器で実測するようになった場合、削減量を算定できるものとした。	P12 (2-4)
特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインP78、80、83	<b>削減量の算定方法</b> ⇒削減量算定に用いる受入電力量(又は熱量)は、事業所外へ供給するために使用した電力量(又は熱量)を除いたものとした。	P13 (2-5)
特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインP132	<b>基準排出量変更申請の手続</b> ⇒実測による算定が提出期限までに完了しない場合の対応を定めた。	P14 (2-6)

## 2-2. 事業所範囲の確認要件

改正点(GL . P19・20)

(イ)「共通する所有者が存在」の条件へ追加、修正した。

### ① 建物と施設(平面駐車場及び平面駐輪場を除く。)が近隣の場合

「共通する所有者が存在する」場合、これらを近隣の建物等とし、近隣の建物及び施設をまとめて一つの事業所とする。ただし、「**建物の主たる使用者と施設を使用して事業活動を行う者(以下「施設の使用者」という。)が異なる**」場合、当該建物・施設をまとめて一つの事業所としない。

### ② 施設と施設が近隣の場合

(建物と平面駐車場又は平面駐輪場が近隣の場合を含む。)

「共通する所有者が存在する」場合、これらを近隣の建物等とし、近隣の複数の建物等をまとめて一つの事業所とする。

## 2-3. 単位発熱量の変更

### 改正点 (GL . P66)

「青梅ガス」の「都市ガス13A」における、2016年度の単位発熱量が変更となった。

事業者名	ガス グループ	H14 2002	H15 2003	H16 2004	H17 2005	H18 2006	H19～H27 2007～2016	H28 2016
東京ガス	13A	46.04655	46.04655	46.04655	46.04655	45	45	45
					45			
青梅ガス	6A	29.30235	29.30235	—	—	—	—	—
	13A	46.04655	46.04655	46.04655	46.04655	43.12	43.12	43.12*
					43.12			45*
武陽ガス	6A	29.30235	29.30235	29.30235	29.30235	—	—	—
	13A	62.79075	62.79075	62.79075	62.79075	45	45	45
			46.04655	46.04655	46.04655			
昭島ガス	13A	46.04655	46.04655	46.04655	46.04655	45	45	45
					45			

※ 「青梅ガス」の「都市ガス13A」における、2016年度の単位発熱量について、2016年10月までの値は43.12、2016年11月以降の値は45を用いるものとする。

## 2-4. 再生可能エネルギーによる電気の取扱い

### 改正点(GL . P75)

再エネ電気を削減計画期間において新たに特定計量器で実測するようになった場合、この削減量を算定できるものとした。

【事例】 ※ 既存事業所(基準年度:普通電力計、削減量算定なし)

計画期間	基準年度	第1計画期間	第2計画期間				
年度	2005～2007	2010～2014	2015	2016	2017	2018	2019
指定/特定	基準年度	特定	特定	特定	特定	特定	特定
電力計の種類	普通電力計					特定計量器	
削減量の算定	×	×	×	×	×	×⇨○	×⇨○

## 2-5. 削減量の算定方法

改正点 (GL . P78、80、83)

受け入れた電力量(又は熱量)のうち、**事業所外へエネルギー供給するために使用した電力量(又は熱量)**(熱供給事業所が事業所外へ熱を供給するために使用した電力量(又は熱量)を除く。)を除く。

【受入電力量又は熱量の考え方(例:低炭素電力の受入れの場合)】



受入電力量 = ① - ②

※電気を熱に変換して外部供給している場合は外部供給係数を算定して除外する

【算定式】

低炭素電力・熱 削減量	算定年度の 受入電力量 又は熱量	×	電気又は 熱の 排出係数	-	電気供給事業者の 電気又は熱供給事 業者の熱の排出係数 (2年度前)	] <sup>2</sup>	×	$\frac{0.5}{\text{電気又は熱の排出係数}}$
高効率CGS 削減量	算定年度の 受入電力量 又は熱量	×	電気又は 熱の 排出係数	-	高効率CGSの 電気又は熱の 排出係数(2年度前)	] <sup>2</sup>	×	$\frac{0.5}{\text{電気又は熱の排出係数}}$

## 2-6. 基準変更申請の手続

### 改正点(GL . P132)

基準排出量の変更における増減量又は変更量を、全部又は一部の実測値を用いて算定した際に、提出期限までに実測が完了しない場合の対応を定めた。

申請書の提出期限である9月末までに実測が完了しない場合は、**既の実測されている値を用いて見込み値として算定し、提出期限までに申請を行う。**申請後、実測が完了し増減量又は変更量が確定した時は、見込み値を確定値に修正する旨を記載した書面に、修正した基準排出量変更算定書並びに増減量及び変更量の根拠となる資料を添えて速やかに提出すること。

【スケジュール例】(2016年12月に設備の変更事象があり、増減量又は変更量を実測を用いて算定する場合)

2016年度			2017年度								申請期限		
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
変更事象	実測期間(変更があった日の翌月から1年間)												
	実測期間(8か月×12か月/8か月)												

①見込値で申請 (9月)

②確定値で申請 (10月)

An aerial photograph of a city skyline, likely Tokyo, showing numerous skyscrapers and a large green park area in the foreground. The text is overlaid on a semi-transparent dark blue banner.

### **3. 特定温室効果ガス排出量の 算定上の注意点について**

## 3-1. 排出量算定上のポイント

### (1) 事業所範囲を正しくとらえる (事例①～③)

- ・所有者、主たる使用者が同一の隣接又は近接する建物、施設

### (2) 事業所内の監視点を網羅する (事例④～⑦)

- ・テナント設置の監視点の把握
- ・追加設置の監視点の把握

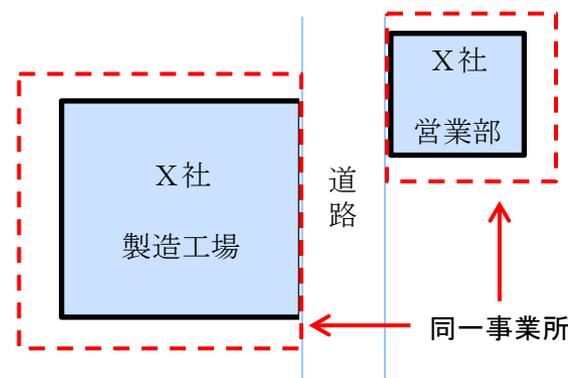
### (3) エネルギー使用量を正しく把握する (事例⑧～⑫)

- ・購買伝票等の使用量単位、購入年度の読み取り

## 3-2. 事例①：事業内容が異なる建物の見落とし ～（１）事業所範囲を正しくとらえる～

### 【事例】

- ・主たる業務が製造部門である事業所
- ・近接する建物は同一事業者が所有する建物ではあるが、営業部門が使用
- ・主たる業務で使用していない建物で、受電点も別であることから、事業所範囲に含まれないと誤認識した。



### 【考え方】 GL(P18:第2部第2章1(5))

- ・事業内容の共通性の有無によらず、所有者及び主たる使用者が共通する隣接・近接の建物(住宅は除く。)は、同一の事業所範囲に含まれる。

### 【見落としを防ぐために】

- ・周辺に別事業部の管理する施設や建物等がありませんか？
- ・固定資産の名寄帳等で所有(使用)建物を網羅的に把握していますか？

## 3-2. 事例②：所有者が異なる建物の見落とし ～（１）事業所範囲を正しくとらえる～

### 【事例】

- ・一つの敷地に所有者の異なる建屋が複数あり、受電点も別であった。また、竣工年度も異なることから別の建物であると判断した。
- ・現地確認を行ったところ、建築基準法の確認申請では全ての建屋が増築扱いで、1棟の建物の範囲に含まれることが判明した。



建築基準法の確認申請では  
増築となっていた。

### 【考え方】 GL(P14: 第2部第2章1(2))

- ・外観や担当者へのヒアリングのみで判断せず、建築基準法上の確認申請、計画通知又は不動産登記を用いて一つの建物の範囲を確認する。

### 【見落としを防ぐために】

- ・周辺に竣工年度が異なる建屋はありませんか？
- ・建築基準法の確認申請等で、建物の範囲を確認しましたか？

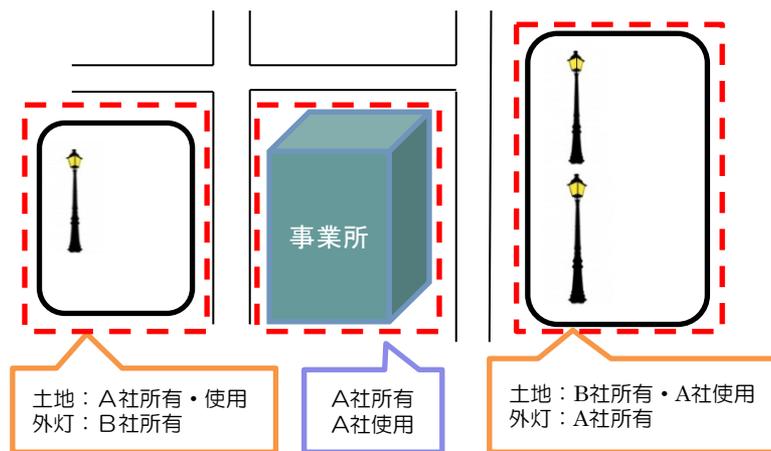
## 3-2. 事例③：平面駐車場の見落とし ～（１）事業所範囲を正しくとらえる～

### 【事例】

- ・事業所の近隣する敷地を事業所の平面**駐車場**として使用
- ・建物がないたため、事業所範囲に含めていなかった。

### 【考え方】 GL(P14:第2部第2章1(2))

- ・原則として、外灯付平面駐車場などは、施設に該当するため、共通する所有者が存在する場合に同一事業所範囲に含まれる。
- ・駐車場は、土地所有者、利用状況等を考慮して所有者を判断する。



※事業所内の建物と受電点が共有され、かつ、当該施設の電力使用量が原油換算15kl未満／年の場合、エネルギー管理の連動性がないことから、事業所範囲から除外することも可能

### 【見落としを防ぐために】

- ・周辺に自社所有の施設はありませんか？
- ・周辺に自社所有の土地を駐車場にしていますか？

## 3-3. 事例④：テナント契約の監視点の見落とし ～（２）事業所内の監視点を網羅する～

### 【事例】

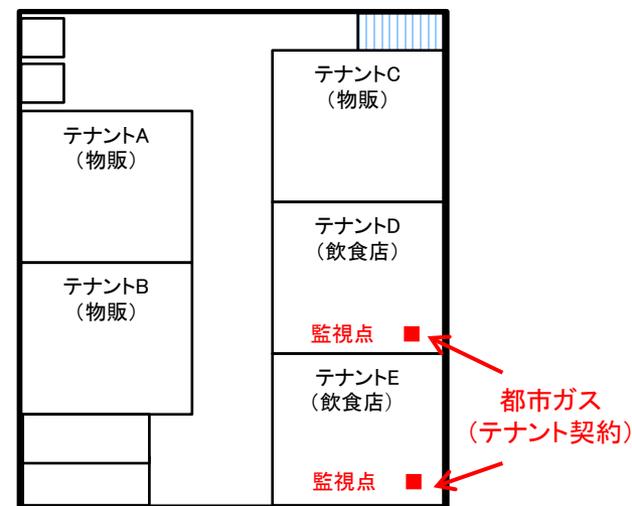
- ・事業所内のテナント事業者が都市ガスの使用を供給会社と直接契約
- ・事業者がテナントの個別契約状況を把握せず、算定に含めるべき監視点を見落とした。

### 【考え方】 GL(P43:第2部3章1(4))

- ・テナント事業者が個別に直接契約した監視点及びその使用量を把握する。  
(テナント事業者からの報告体制を構築する。)
- ・算定対象年度内に退去したテナント事業所の使用量も把握する必要がある。

### 【見落としを防ぐために】

- ・都市ガスについて、テナント事業者の個別契約の有無が把握できていますか？
- ・ガス配管図(又は衛生配管図等)は最新のものになっていますか？
- ・全てのテナント事業者に、使用量の把握及び削減に協力していただいていますか？



# 3-3. 事例⑤：追加設置の監視点の見落とし ～（２）事業所内の監視点を網羅する～

## 【事例】

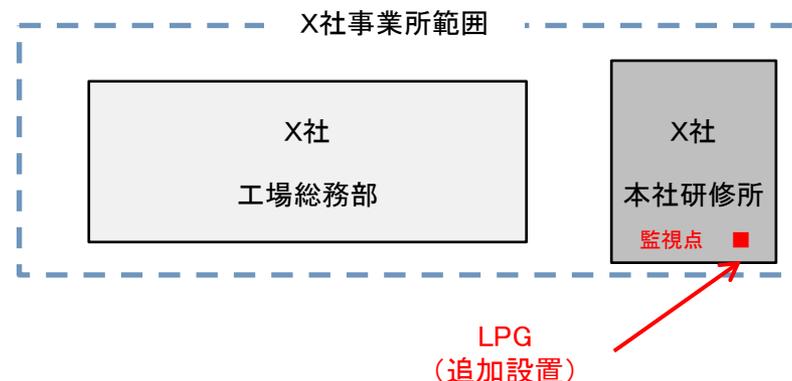
- ・事業所内にLPGを追加設置
- ・追加設置を排出量算定の担当者が把握できず、監視点を見落とした。

## 【考え方】 GL(P43:第2部第3章1(4)～)

- ・事業所内で使用している燃料等について、事業所内のどこで供給を受けているのかを把握する。
- ・テナント事業者等が個別に設置した燃料の見落としがないよう、事業所内での管理体制を構築する必要がある。

## 【見落としを防ぐために】

- ・テナントや他部署の管理する区域にある監視点(燃料設置)を網羅できていますか？



## 【見落としやすい監視点】

- ・物品として購入されたLPG
- ・テナント等事業者が独自に設置した非常用発電機
- ・建物管理者が構内作業用として持ち込んだガソリン、軽油

# 3-3. 事例⑥：追加設置の監視点の見落とし ～（２）事業所内の監視点を網羅する～

## 【事例】

- ・敷地内でイベント開催時に可搬式LPGを使用
- ・可搬式であることや、一時的に使用したものであったため、監視点として見落とした。

## 【考え方】 GL(P43:第2部第3章1(4)～)

- ・仮設用に使用した燃料も算定対象となる。
  - ・可搬式のLPGも監視点の対象となる。
- (高圧ガス保安法の対象の容器の置き場※)



高圧ガス保安法対象容器の刻印、塗装  
(（一社）兵庫県LPガス協会HPより)

※カセットコンロ用のボンベ等、高圧ガス保安法施行令第2条第3項で定める高圧ガスに係るものを除く。

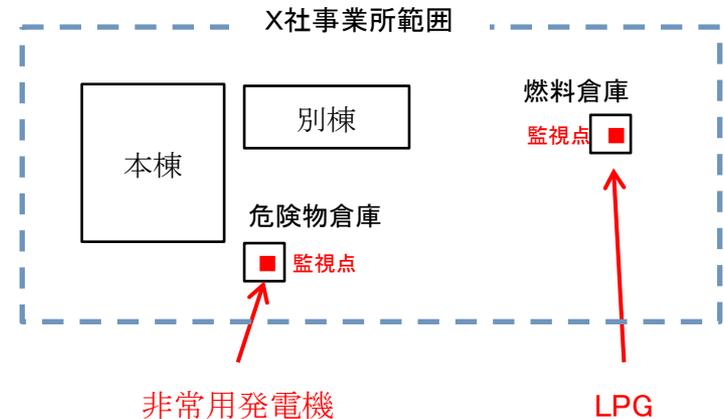
## 【見落としを防ぐために】

- ・各法の届出不要規模のLPGは、事業者自身による把握が重要となります。
- ・購買記録の確認、目視確認、関係者へのLPG使用の有無のヒアリング等を行いましたか？

## 3-3. 事例⑦：使用頻度の低い監視点の見落とし ～（２）事業所内の監視点を網羅する～

### 【事例】

- ・使用頻度の低い非常用発電機や燃料倉庫にあるLPGの存在が見落とされていた。



### 【考え方】 GL(P43:第2部第3章1(4)～)

- ・常時使用しない事業所内の燃料等も網羅する。
- ・燃料タンクの容量がA重油:400リットル、軽油・灯油:200リットル以上※の場合、東京都火災予防条例による届出対象となるため、監視点として把握する必要がある。

※予備タンク、ドラム缶等がある場合はその合計

### 【見落としを防ぐために】

- ・特に事業所範囲が広く、多数の建物からなる事業所では、場内に少量危険物貯蔵取扱所等の表示している箇所はありませんか？

## 3-4. 事例⑧：購買伝票に関する誤り ～（3）エネルギー使用量を正しく把握する～

### 【事例】

- ・異なる2社からLPGの供給を受け、算定報告書へその使用量を全て体積(m<sup>3</sup>)として計上した。
- ・しかし、1社の購買伝票の使用量単位が重量(t)だったため、排出量を誤って算定した。

LPGご使用量伝票  
2016年5月分

●●株式会社様

ご使用量:123t

(株)▲▲ガス

納品書  
2016年5月10日

●●株式会社様

LPG 20m<sup>3</sup>

(株)▲▲ガス

### 【考え方】

- ・LPGの契約では、その使用量が体積(m<sup>3</sup>)によるものと、重量(kg又はt)によるものがある。
- ・購買伝票等に記載されている単位を十分確認した上で、算定報告書へ使用量を転記する。

### 【見落としを防ぐために】

- ・購買伝票等に記載されている使用量の単位を確認して計上していますか？

## 3-4. 事例⑨：購買伝票に関する誤り ～（3）エネルギー使用量を正しく把握する～

### 【事例】

- ・熱供給事業者からの購買伝票に蒸気使用量として2種類の記載があった。
- ・しかし、排出量算定では蒸気の直接使用分を見落とし、算定に含めなかった。

蒸気ご使用量伝票  
2016年5月分

●●株式会社様

蒸気使用量：1000t  
蒸気直接利用：20t

(株)▲▲地域冷暖房

### 【考え方】 GL(P44:第2部第3章2(1)～)

- ・排出量算定では燃料等の使用について漏れなく把握する必要がある。
- ・熱供給事業者の供給する「熱」には、蒸気、直接使用蒸気、温水、冷水、中温水等、様々な形態があるため、購買伝票で漏れなく把握する。

### 【見落としを防ぐために】

- ・購買伝票に記載されている使用量で見落とししているものはありませんか？

## 3-4. 事例⑩：購買伝票に関する誤り ～（3）エネルギー使用量を正しく把握する～

### 【事例】

- ・非常用発電機の重油を、購入した翌年度に使用
- ・算定書では、購買伝票ではなく、非常用発電機用の運転記録を確認し、重油を使用した年度にその使用量を計上したため、年度排出量を誤って算定した。

納品書
2016年3月10日
●●株式会社
重油 800L
(株)▲▲ガス

### 【考え方】 GL(P52:第2部第4章2(2))

- ・燃料等使用量は『購買伝票等により把握した燃料等の購買年月にその購買量を計上』して排出量を算定
- ・算定に用いる年間燃料等使用量は、各年度の4月～3月分の購買伝票等の合計値
- ・非常用発電機の燃料など、常時購買するものではない監視点は、購買の見落としや計上する年月に注意する。

### 【見落としを防ぐために】

- ・購買伝票に記載された年月の見間違いはありませんか？
- ・購入実績を正しく把握していますか？

## 3-4. 事例⑪：購買伝票に関する誤り ～（3）エネルギー使用量を正しく把握する～

### 【事例】

- ・供給事業者の担当者が私印を用いて作成した資料を誤って購買伝票等として扱い、検証を実施した。
- ・昼間及び夜間電力の確認のため、供給事業者の担当者が作成した資料を誤って購買伝票として扱い、検証を実施した。



### 【考え方】 GL(P53:第2部第4章2 購買伝票等とは)

- ・購買伝票とは、「2者間の取引に用いられる書類」を指す。
- ・文書作成ソフト等で作成した書類に営業担当者の押印のみの書類は認められない。

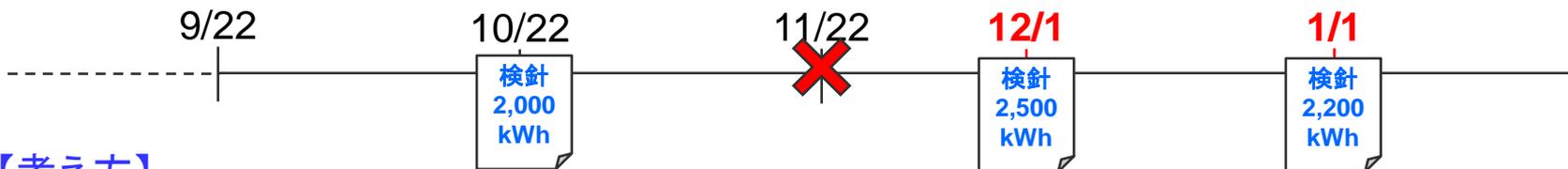
### 【見落としを防ぐために】

- ・一定期間保管することが法令により義務付けられている書類を確認していますか？
- ・購入実績を正しく把握していますか？

# 3-4. 事例⑫-1：電力会社の検針日変更の対応 ～（3）エネルギー使用量を正しく把握する～

【事例 11/22の購買伝票が発行されない場合】

・12月より電力会社の検針日が毎月22日から1日に変更された。この場合の月ごとの電力使用量はどのようにすればよいか。



【考え方】

① 9/22～10/21の使用量を10月分としている事業所 ⇒ 「10/22～11/30」を11月分の使用量とする。

算定対象期間	9/22～10/21	10/22～11/30	12/1～12/31
算定月※	10月分	11月分	12月分
算定量(kWh)	2,000	2,500	2,200

② 9/22～10/21の使用量を9月分としている事業所 ⇒ 「10/22～11/30」の使用量は10月分と11月分に相当する。この場合、どちらかの月の使用量を「0」とし報告する。

報告例

算定対象期間	9/22～10/21	10/22～11/30	12/1～12/31	
算定月※	9月分	10月+11月分	12月分	
算定月	9月	10月	11月	12月
算定量(kWh)	2,000	0	2,500	2,200

※特定温室効果ガス算定報告書の「(5)燃料等使用量」で使用量として報告する月

# 3-4. 事例⑫-2：電力会社の検針日変更の対応 ～（3）エネルギー使用量を正しく把握する～

【事例 11/22の購買伝票が発行される場合】

・12月より電力会社の検針日が毎月22日から1日に変更された。この場合の月ごとの電力使用量はどのようにすればよいか。



【考え方】

③ 9/22～10/21の使用量を10月分としてる事業所 ⇒ 「10/22～11/30」を11月分の使用量とする。

算定対象期間	9/22～10/21	10/22～11/30	12/1～12/31
算定月※	10月分	11月分	12月分
算定量(kWh)	2,000	2,500 (2,100+400)	2,200

④ 9/22～10/21の使用量を9月分としている事業所 ⇒ 「10/22～11/21」の使用量は10月分とし、「11/22～11/30」を11月分の使用量とする。

算定対象期間	9/22～10/21	10/22～11/21	11/22～11/30	12/1～12/31
算定月※	9月分	10月分	11月分	12月分
算定月	9月	10月	11月	12月
算定量(kWh)	2,000	2,100	400	2,200

報告例

※特定温室効果ガス算定報告書の「(5)燃料等使用量」で使用量として報告する月

An aerial photograph of a city skyline, likely Tokyo, showing numerous skyscrapers and a large green park area in the foreground. The text '4. 事業所外供給の排出係数算定' is overlaid on the image in a white box with a black border.

## 4. 事業所外供給の排出係数算定

# 4-1. 算定報告書への記入

## 特定温室効果ガス排出量算定報告書への記入方法

### ● 特定温室効果ガス排出量算定報告書 その6シートへの転記

電気	一般送配電事業者の電線路を介して供給された電気	昼間（8時～22時）	千kWh			0.489	
		夜間（22時～翌日8時）	千kWh			0.489	
	その他の買電（昼夜間不明の場合を含む。）		千kWh			0.489	
	再生可能エネルギーの環境価値を移転した電気		千kWh			0.489	
	再生可能エネルギーを自家消費した電気※		千kWh			① 0.489	
小計		千kWh					
外部供給	自ら生成した熱の供給		GJ				
	自ら生成した電力の供給		千kWh				②
	小計						
低炭素電力の受入れ							
低炭素熱の受入れ							
高炭素電力の受入れ							
高効率コージェネレーションシステムからの電気の受入れ							
高効率コージェネレーションシステムからの熱の受入れ							
小原単位建物相当量							
合計		GJ					0
原油換算		kL					

① 計算シートで算出された事業所外供給の排出係数を、該当箇所に転記してください。（※スライドP32）

② 計算シートで算出された削減量（排出量）を、該当箇所に転記してください。（※スライドP33）

# 4-2. 事業所外供給 排出係数算定シート

## ●削減量等算定シート※(事業所外供給 排出係数)の入力

⇒削減量等算定シートで事業所外供給の排出係数を算定し、特定温室効果ガス排出量算定報告書へ転記してください。

※環境局HPよりダウンロードしてください。

コージェネレーション事業所外供給 排出係数算定シート		2016年度排出量用	
CGS運転データ	発電電力量	千kWh	① 500
	発電電力量(補機除く)	千kWh	② 400
	排熱利用量	GJ	③ 4000
	ガス使用量	千Nm <sup>3</sup>	④ 100
			※1 補機算定 計量
		4-10月分	11-3月分
		都市ガス供給会社	
投入 燃料起因排出量	t-CO <sub>2</sub>	439.4250667	⑤ 青梅ガス
発電効率	%	16.3413527	
排熱効率	%	45.39264639	
		※2	
		⑥	
排出係数(熱)	0.061675	t-CO <sub>2</sub> /GJ	
排出係数(電気)	0.385447	t-CO <sub>2</sub> /千kWh	

- ① 発電量(発電端)を入力してください。
- ② 発電量(補機除く)を入力してください。※1「補機算定」欄は、プルダウンで補機算定方法を選択してください(計算に反映されません)。
- ③ 排熱利用量を入力してください。
- ④ 都市ガス使用量を入力してください。※2 ⑤で「青梅ガス」を選択した場合、ガス使用量を該当月ごとに分けて記載してください。
- ⑤ 都市ガス供給会社(又は託送会社)を入力してください。
- ⑥ この値を算定報告書のその6シートへ転記してください。

# 4-3. 低炭素電力・熱 排出係数算定シート

## ●削減量等算定シート※(低炭素電力の削減量)の入力

⇒削減量等算定シートで低炭素電力の削減量を算定し、特定温室効果ガス排出量算定報告書へ転記してください。

※環境局HPよりダウンロードしてください。

低炭素電力削減量(高炭素電力排出量)計算シート											2016年度排出量用				
低炭素(高炭素)電力事業者										①		排出係数		#N/A	
使用量															
単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
千kWh															
千kWh															
千kWh															
千kWh															
千kWh															
千kWh															
千kWh															
千kWh															
他事業所への電気の直接供給量(住宅含む)															
単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
千kWh															
千kWh															
千kWh															
千kWh															
算定式															
使用電力量合計(千kWh)	排出係数		排出係数												
0	0.489		#N/A												
$0 \times (0.489 - \#N/A)^2 \times (0.5 \div 0.489) =$															
④										低炭素電力削減量(t-CO <sub>2</sub> )		#N/A			
										高炭素電力排出量(t-CO <sub>2</sub> )					

- ① 低炭素電力供給事業者をプルダウンで選択してください。
- ② 低炭素受入電力量を入力してください。※特定温室効果ガス排出量算定報告書に記載の数値を記入してください。監視点が多く、記載できない場合は、合計値を記入してください。
- ③ 他事業所(住宅等)へ直接供給している場合、供給電力量を入力してください。
- ④ この値を算定報告書のその6シートへ転記してください。

# 4-4. 低炭素電力・熱 排出係数算定シート

## ●削減量等算定シート※(低炭素熱の削減量)の入力

⇒削減量等算定シートで低炭素熱の削減量を算定し、特定温室効果ガス排出量算定報告書へ転記してください。

※環境局HPよりダウンロードしてください。

低炭素熱削減量計算シート										2016年度排出量用						
低炭素熱供給区域							①						排出係数		#N/A	
使用量																
単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
GJ																
GJ																
GJ																
GJ																
GJ																
GJ																
GJ																
GJ																
GJ																
他事業所への燃料等の直接供給量(住宅含む)																
単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
GJ																
GJ																
GJ																
GJ																
使用熱量合計(GJ)		0											排出係数		#N/A	
		× ( 0.060 -											#N/A		) <sup>2</sup> × ( 0.5 ÷ 0.060 ) =	
低炭素熱削減量(t-CO <sub>2</sub> )										#N/A			④			

① 低炭素熱供給区域をプルダウンで選択してください。

② 低炭素受入熱量を入力してください。※特定温室効果ガス排出量算定報告書に記載の数値を記入してください。監視点が多く、記載できない場合は、合計値を記入してください。

③ 他事業所(住宅等)へ直接供給している場合、供給熱量を入力してください。

④ この値を算定報告書のその6シートへ転記してください。

An aerial photograph of a city skyline, likely Tokyo, featuring numerous skyscrapers and a large green park in the foreground. The text "5. お知らせ" is overlaid on the image.

## 5. お知らせ

# 5-1. 説明会等の予定

## 平成29年度(上半期)の説明会等

- 6月5日、6日 : 地球温暖化対策計画書の作成に関する説明会  
(新規担当者向け)
- 5月31日、  
6月1日、13日 : 地球温暖化対策計画書の作成に関する説明会  
(継続担当者向け)
- 7月6日、10日 : 基準排出量変更申請書の作成に関する説明会
- 7月12日、18日 : 第二計画期間の事項等説明会
- 7月下旬 : トップレベル事業所フォーラム
- 7月下旬 : テナント省エネセミナー
- 8月4日 : 排出量取引説明会(新規担当者向け)

※下半期開催の説明会等については、随時ホームページ等で御案内いたします。

## 5-2. 御質問等をお寄せいただく場合の方法

### 〔御協力のお願い〕

- 御質問等をお寄せいただく際には、「共通の書式(質問シート)」を御活用いただき、できる限り「メールで御提出」くださいますよう、よろしくお願いいたします。  
(FAXで送信いただくことも可能です。)

「共通の書式(質問シート)」のダウンロード

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large\\_scale/answers/question\\_download.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/answers/question_download.html)

- 皆様からいただいた御質問に対する回答は、対象事業所の全ての皆様と広く共有させていただきますと考えております。
- このため、一般的な御質問等への回答内容は一定の取りまとめの上、東京都環境局ホームページ等で、「主な質問への回答(FAQ)」として掲載させていただきます場合があります。

御理解・御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

【送付先】東京都 環境局地球環境エネルギー一部 総量削減課 相談窓口

Eメール : [keikakusho@ml.metro.tokyo.jp](mailto:keikakusho@ml.metro.tokyo.jp) (制度全般に関する御質問)  
[torihiki@ml.metro.tokyo.jp](mailto:torihiki@ml.metro.tokyo.jp) (排出量取引に関する御質問)

FAX : 03(5388)1380

# 5-3. 制度に対する御質問の回答集について

都へいただいた主な御質問等への回答は、次のURLにてFAQを掲載しております。  
[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large\\_scale/answers.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/answers.html)

- 大規模事業所における対策
- 総量削減義務と排出量取引制度
  - 対象となる事業所
  - 制度概要
  - クレジットの創出
  - 排出量取引
  - トップレベル事業所
  - 制度実績の公表
  - 条例・規則・指針・ガイドライン等
  - 各種ツール
  - 説明会一覧
  - 講習会一覧
  - 質問送付シートのダウンロード
  - よくある質問・回答集
- 総量削減義務と排出量取引システム
- 東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト
- 2011年夏の節電対策に関するアンケート調査の結果

## よくある質問・回答集

### 質問区分一覧

質問区分一覧(※クリックすると、関連項目にジャンプします。)

質問シートにより、いただいた質問を中心にこのQ&A集を作成しております。質問シートはこちらからダウンロードできます。  
**第2計画期間に関する項目を新たに追加しています。**

1. (1)対象事業所要件 <ul style="list-style-type: none"><li>■ (2)事業所の範囲</li></ul>	10. テナントビルへの対応
2. 報告対象ガス・削減義務対象ガス	11. 新築ビル
3. 排出量算定方法	12. 推進体制
4. 削減義務対象者	13. 検証方法
5. 削減計画期間	14. 検証機関、検証主任者
6. 基準排出量	15. 義務違反時の措置
7. 削減義務率	16. 事業所の廃止(指定取消)
8. トップレベル事業所	17. 今後のスケジュール
9. (1)排出量取引 <ul style="list-style-type: none"><li>■ (2)超過削減量</li><li>■ (3)都内中小クレジット</li><li>■ (4)再エネクレジット</li></ul>	18. その他
	19. 第2計画期間 <ul style="list-style-type: none"><li>■ (1)削減義務率</li></ul>

メールマガジンはこちら →

### 目的から探す

- 一般のお客様
- 事業者の方

よくあるご質問から探す

### 提言・要望等

気候変動対策に関する提言・要望等は、こちらからお寄せください。

お電話によるお問い合わせはこちらをご覧ください。

### 関連情報

- ニュースルーム
- 申請のご案内

この場所に掲載中

# Tokyo Climate Change Strategy

首都東京の企業と行政、NGO・都民が  
連携して取り組む先駆的な温暖化対策